

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月からは商品管理の業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月の配属変更以降、他部門での間借り作業が多く、他部門の作業の邪魔をしているようで肩身が狭い思いをし、それが徐々にストレスになり、平成〇年〇月、ストレスから体調不良になったという。請求人は、同月〇日、C病院に受診し、「うつ病」と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理由

### 1 当審査会的事实認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病の有無及び時期について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け「意見書」において、請求人の申述内容及び主治医の意見等を踏まえた上で、平成〇年〇月頃に、ICD-10診断ガイドラインにおける「F41.2 混合性不安抑うつ障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。当審査会としても、請求人の発病の経緯とその症状からみて、同医師の見解は妥当であると判断する。

なお、請求人は、国民年金、厚生年金の障害年金の決定をもとに、発病日は平成〇年〇月〇日に変更すべきである旨主張するが、請求人は、同年〇月から日勤となったE課当時は体調が良かったと述べており、また、そもそも、社会保険と労災保険は異なる制度であり、請求人の主張は採用できない。

- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

- (3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

- (4) そこで評価期間における「特別な出来事」以外の出来事についてみると、請求人は、要旨、①配置転換があったこと、②配置転換後に自分のペースで作業ができなかったこと、③調理器具を隠されたり、番重をはずされたり、オーブンの火を消されたりしたこと、④一人ではできない業務量を命令されたり、材料発注を自分でやらなければならなかったこと等を主張していることから、以

下、検討する。

ア ①の出来事について、請求人は、平成〇年〇月に仕分作業からF課に異動しており、この出来事を認定基準別表1の「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて検討する。

請求人は、F課への転属により精神的ストレスを感じていた旨述べているが、一方で、要旨、「パソコンができて調理も一通りできて、即働くことができる人を探していると聞いて、断る理由もなく承諾した。」とも述べている。配置転換後の請求人の主たる業務は、新商品や日替わり弁当のおかずが変更になった時の調理の工程表、盛り付けの工程表をパソコンで作成することと、検査がけ商品の調理であり、請求人はパソコンの資格を有しており、調理とともに、パソコン操作にも習熟していたものと考えられる。以上の事情を鑑みると、決定書理由に説示するとおり、配置転換後の業務内容は、請求人の能力、経験から困難な業務ではなく、また、時間外労働はむしろ減少しており、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ ②の出来事について、請求人は、検査用弁当の作成は、すべて他部署で行うため、部署、部署で不興をかってしまうことも精神的負担であった旨述べている。

この点、G課長は、要旨、「検査がけの調理を調理ラインで作る場合は、調理器具が空く時間を事前に見計らって使わせてもらう。」と述べ、Hは、要旨、「検査がけは生産ラインを使うので、現場優先で空いている時間に使わせてもらい、私も気兼ねして使っていた。」と述べていることから、F課における検査がけの調理は、自分のペースで作業できず、他の部署の状況に応じて行う必要があり、請求人も気を使っていたものと推認される。もっとも、請求人は、同作業において、トラブルが発生した旨の申述はしておらず、同出来事について認定基準別表1の「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみても、決定書理由に説示するとおり、同僚との間において周囲からも客観的に認識されるような対立が生じていた事実は確認できず、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ ③の出来事について、請求人は、小鍋やお玉等を隠される、冷却しようとした番重をはねられる、ジェットオーブンの鉄板を使わせてもらえなかった

り、電源を落とされる嫌がらせをされた旨述べている。

この点、従業員が共用の調理器具である小鍋やお玉等を隠すことは業務に支障が生ずるので考え難く、会社関係者は、請求人が意地悪・嫌がらせをされているところを見聞きしていない旨述べており、その他一件記録を精査しても請求人主張の出来事が事実であったことを確認することはできない。以上のことから、同出来事については認定基準別表1に該当する出来事であるとは判断できない。

エ ④の出来事について、請求人は、検査用弁当の作成を〇品やるように言われるが、〇品も一人では作れず、全ての工程をこなすのに時間がかかり、また、大量に送られてきたメールの中に新商品があると必要な材料の発注と検査日を決めないと退社できず、精神的に負担であった旨を述べている。

同出来事については認定基準別表1の「達成困難なノルマを課された」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて検討する。

請求人は、要旨「検査がけの調理は、月に〇回くらいあり、〇品やることはめったになかった。」と述べており、〇品の検査がけ調理が常態ではなかったものと認められる。また、請求人が必要材料の発注と検査日を決めないと退社できなかつた日があったことは事実であると考えられるが、G課長は、要旨、「〇品以上の検査がけができない時は他の人にまかせてもよいと言っており、メールに基づく食材発注についても、請求人個人あての依頼ではなく、他の人でも処理できる。請求人は、遠慮して必要以上に作業したと思う。」と述べており、作業内容及び量について、ペナルティの予告やそれを課せられることもなかったものと認められる。そうすると、請求人が〇品の検査用弁当の調理やメールに基づく材料発注を行った事実は認められるものの、決定書理由に説示するとおり、明確なノルマでない業績目標が示されたといえるものであり、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(5) 以上からすると、請求人には業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が複数認められるも、恒常的時間外労働は認められないことから、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(6) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足りるものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。